

事務連絡
令和2年4月10日

福祉事務所長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について
(宿泊場所の確保等について)

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般、令和2年4月8日付けの東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡(新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(一時的な居所の確保等について))で通知したところですが、インターネットカフェ等を利用している居住が不安定な方への一時居住先については、第一義的には保護施設や無料低額宿泊所の活用により対応願います。

その上でなお、不足する場合には、都において住居喪失者不安定就労者・離職者等サポート事業(TOKYOチャレンジネット)を活用し、ビジネスホテル等を緊急的な一時宿泊場所(以下「緊急一時宿泊場所」という。)として確保しましたので、下記の方法により利用してください。

記

1 緊急一時宿泊場所について

別紙1「緊急一時宿泊場所リスト」のとおり

2 緊急一時宿泊場所の利用方法について(別紙2「緊急一時宿泊場所利用への流れ」を参照)

(1) 緊急事態宣言に係る施設の利用制限によりインターネットカフェ等の利用ができなくなった住居喪失者から貴福祉事務所が相談を受け、生活困窮者自立支援法主管部署と調整の上、保護の適用が必要と判断する場合は、以下の手順を進める(休日及び夜間の閉庁時に緊急一時宿泊場所の利用が必要となった場合も同様)。

ア 1の緊急一時宿泊場所に、貴福祉事務所担当者から空き状況等の確認を行い、利用可能である場合は、別紙3の「利用票」を作成し、個人情報の管理を適切に行った上で、当該緊急一時宿泊場所へメールにて事前連絡を行う。

イ TOKYOチャレンジネットサポートセンター(委託業者:社会福祉法人やまて福

